

たとえばこんな時・・・



デイサービスに行きたいな



ヘルパーさんに助けてほしい



お医者さんや看護師さんに
家に来てほしい



福祉用具を使いたい



これ以外にも何でもご相談ください

お問い合わせ先

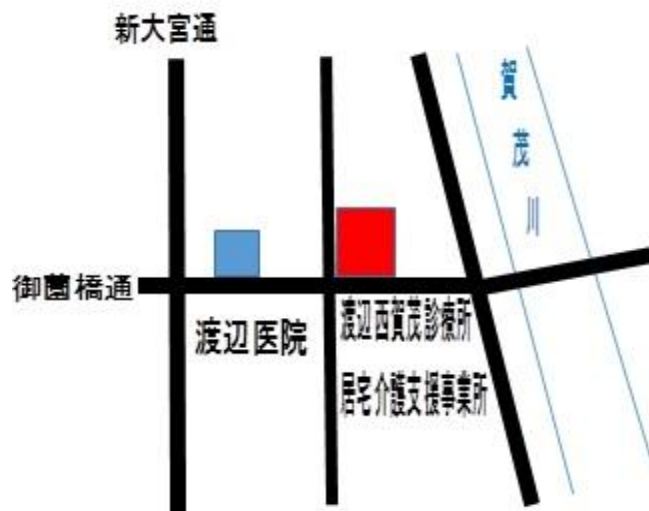
医療法人 社団 都会
渡辺西賀茂診療所
居宅介護支援事業所

〒603-8832

京都市北区大宮南田尻町59
医療福祉複合施設にしがも3階
(上賀茂御園橋バス停前)

電話 075-493-5577

FAX 075-493-5530



医療法人 社団 都会

渡辺西賀茂診療所

居宅介護支援事業所



介護でお困りではないですか？
ケアマネジャーがお手伝いします



医療法人 社団 都会
MIYAKOKAI

介護保険サービスを利用するには

まず介護保険の認定を受けましょう

1. 要介護認定の申請

申請には、介護保険被保険者証が必要です。
40～64歳までの人(第2号被保険者)が申請を行なう場合は、医療保険証が必要です
当事業所で申請からお手伝いをします

2. 認定調査・主治医意見書

市区町村等の調査員が訪問して、心身の状態を確認するための認定調査を行います
主治医意見書は市区町村が主治医に依頼をします

3. 審査判定

調査結果及び主治医意見書により全国一律の判定方法で要介護度の判定が行なわれます
(一次判定)
一次判定の結果と主治医意見書に基づき、介護認定審査会による要介護度の判定が行なわれます
(二次判定)

4. 認定

介護認定審査会の判定結果にもとづき要介護認定を行ない、申請者に結果を通知します

介護サービス計画書(ケアプラン)の作成が必要です

どのサービスをどう利用するか、本人や家族の希望、心身の状態を充分考慮して担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)が介護サービス計画書(ケアプラン)を作成します

認定は**要支援 1・2**から**要介護 1～5**までの7段階および非該当に分かれています
当事業所では**要介護 1～5**の認定結果の方の介護サービス計画書(ケアプラン)の作成をいたします
要支援 1・2の方はお住いの地域の**地域包括支援センター**にお繋がります



あなたはどこでどのように暮らしていきたいですか

あなたの望む暮らしを支援します

渡辺西賀茂診療所 居宅介護支援事業所とは

理念

介護保険を必要とする高齢者やその家族の思いを尊重し、住み慣れた環境で安心して生活していただけるように支援いたします

特色

○関係機関・事業所と連携、チームで在宅生活を支える
強化型在宅療養支援診療所(24時間対応)や訪問看護ステーション等と連携し、終末期も在宅でその方らしい生活ができるようにできる限りの援助をさせていただきます

○よりよい在宅生活が送れるように
介護保険のサービスと共に住み慣れた地域でのいろいろな社会資源を上手につかいつながら、ご利用者と一緒に、ご利用者のご希望に沿ったケアプランを作ります

○専門性を高める取り組み

「特定事業所」としての責任と地域包括ケアシステムを担う一員としての自覚を持って、地域における多様なケースに対応できる力をつけるため、研修等に積極的に参加しています